

企画振興部

総務企画委員会

【議案関係資料】

9月8日提出

令和7年第2回定例会（9月議会）予算及び付託議案審査関係資料

令和7年9月8日
企画振興部

【予算関係】

マーケティング戦略室	マーケティング戦略推進事業について	・・・・・・・・・・ 3
デジタル政策推進課	情報基盤システム再構築事業について	・・・・・・・・・・ 5

【議案関係】

市 町 村 課	「特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第173号）	・・・・・・・・・・ 7
	「秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第174号）	・・・・・・・・・・ 9
	「市の境界変更」について（議案第181号）	・・・・・・・・ 11

マーケティング戦略推進事業について

マーケティング戦略室

1 目的

全庁におけるマーケティング手法の活用に向けた体制の強化・充実を図るため、アドバイザーやデータに係る基盤を整備するとともに、パブリックリレーションズを通じたニーズ把握等を行う。

2 概要

(1) 外部アドバイザーの招へい

施策のターゲットに訴求する効果的な情報発信を行うため、SNSマーケティングに特化した外部アドバイザーを新たに招へいする。

(2) 調査・分析ツールの導入

施策のターゲット等を精緻化し、精度を高めるため、人流及び検索データを調査・分析するツールを導入する。

(3) パブリックリレーションズの推進

PR会社を活用し、多様な媒体を通じて県の魅力・特色を幅広く発信し、情報の受け手の反応を分析することにより、新たなニーズを把握し個別施策のターゲットの掘り起こし等を行う。

3 補正予算額

14,095千円(△14,095千円)

(1) 外部アドバイザーの招へい

1,924千円	〔報酬	1,236千円〕
	旅費	688千円〕

(2) 調査・分析ツールの導入

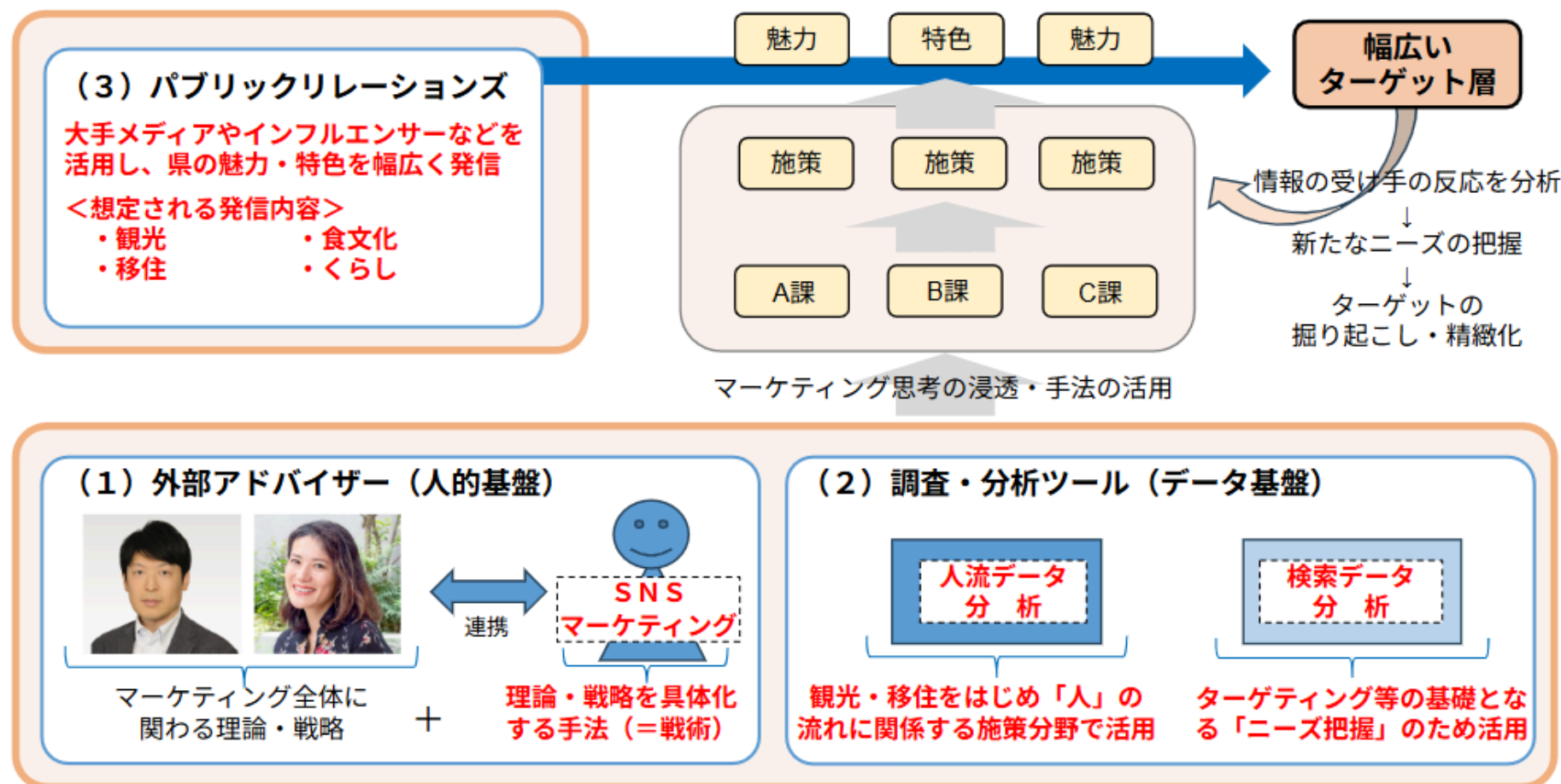
2,914千円	〔使用料及び賃借料	2,914千円〕
---------	-----------	----------

(3) パブリックリレーションズの推進

9, 257 千円

旅費	182 千円
委託料	9,075 千円
・委託先：企画提案競技により選定	
・委託料内訳：企画管理	2,000 千円
メディア交渉	7,075 千円

(事業の全体像)



情報基盤システム再構築事業について

デジタル政策推進課

1 補正理由

子ども・子育て支援法等の一部改正により、令和8年4月から子ども・子育て支援金を職員（会計年度任用職員を含む）の給与から控除するため、給与システム及び財務会計システムを改修する。

また、職員等の旅費に関する条例等の一部改正により、令和8年4月から改正後の規定による旅費計算に対応するため、旅費計算支援システムを改修する。

2 補正内容

（1）給与システム及び財務会計システムの改修

- ・子ども・子育て支援金の算出処理機能等の追加
- ・給与システムと財務会計システム等のデータ連携

（2）旅費計算支援システムの改修

- ・画面表示及び帳票出力機能の改修
- ・国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴うソフトウェアの導入

3 補正予算額

30,921千円（ $\ominus$ 30,921千円）

（1）給与システムの改修

10,186千円〔委託料 10,186千円〕

- ・委託先：㈱アイシーエス秋田支店
- ・委託料内訳：改修作業費 10,186千円

（2）財務会計システムの改修

8,030千円〔委託料 8,030千円〕

- ・委託先：㈱NTTデータ東北
- ・委託料内訳：改修作業費 8,030千円

(3) 旅費計算支援システムの改修

12,705千円〔委託料 12,705千円〕
 ・委託先：(株)日立システムズ北東北支店
 ・委託料内訳：改修作業費 10,615千円
 ソフトウェア 2,090千円

【参考】

〔全体予算額〕

(単位：千円)

事業名	予算現計	補正額	補正後額
情報基盤システム再構築事業	1,268,459	30,921	1,299,380
計	1,268,459	30,921	1,299,380

**「特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案」について（議案第 1 7 3 号）**

市町村課

1 改正理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 0 号）の施行により、選挙管理委員会の委員等の報酬額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

選挙長等の報酬額を次のとおり引き上げる。（別表関係）

（単位：円）

区 分	改正前	改正後	引上額
選挙管理委員として臨時に補充された補充員	1 0 , 8 0 0	1 2 , 2 0 0	1 , 4 0 0
選挙長	1 0 , 8 0 0	1 2 , 2 0 0	1 , 4 0 0
選挙分会長	1 0 , 8 0 0	1 2 , 2 0 0	1 , 4 0 0
選挙立会人	8 , 9 0 0	1 0 , 1 0 0	1 , 2 0 0

3 施行期日等

- （１）この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 6 月 4 日から適用する。
- （２）この条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新									
別表（第一条、第四条関係）									
備考 略		区分				報酬額		旅費額	
		選挙管理委員 会の委員等				略			
		選挙立会人	選挙分会長	選挙長 された者	臨時に補充 された者	略	略		
		略	日額 一〇、一〇〇円	日額 一一、二〇〇円	日額 一二、二〇〇円	略	略		
		略	略	略					

旧									
別表（第一条、第四条関係）									
備考 略		区分				報酬額		旅費額	
		選挙管理委員 会の委員等				略			
		選挙立会人	選挙分会長	選挙長 された者	臨時に補充 された者	略	略		
		略	日額 八、九〇〇円	日額 一〇、八〇〇円	日額 一〇、八〇〇円	略	略		
		略	略	略					

「秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第174号）

市町村課

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行により、県議会議員及び知事の選挙におけるビラ及びポスターの作成の公営に要する経費の算定に係る限度額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

（1）ビラの作成の公営に要する経費の算定に係る限度額を次のとおり引き上げる。（第7条関係）
（単位：円／枚）

区 分	改正前	改正後	引上額
作成枚数が50,000枚以下	7 . 7 3	8 . 3 8	0 . 6 5
作成枚数が50,000枚超	5 . 1 8	5 . 6 2	0 . 4 4

（2）ポスターの作成の公営に要する経費の算定に係る限度額を次のとおり引き上げる。（第10条関係）
（単位：円／枚）

区 分	改正前	改正後	引上額
ポスター掲示場数が500以下	5 4 1 . 3 1	5 8 6 . 8 8	4 5 . 5 7
ポスター掲示場数が500超	2 8 . 3 5	3 0 . 7 3	2 . 3 8

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
（ビラの作成に係る公費の支払） 第七条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第四百十二条第一項第三号又は第四号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第五条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 八円三十八銭 二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 五円六十二銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に四十一万九千円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（当該金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額） （ポスターの作成に係る公費の支払） 第十条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて法第四百十二条第一項第三号又は第四号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第五条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 一 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百八十六円八十八銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（当該金額に一円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額） 二 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 三十円七十三銭にその五百を超える数を乗じて得た金額に六十万九千六百九十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（当該金額に一円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額）	（ビラの作成に係る公費の支払） 第七条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第四百十二条第一項第三号又は第四号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第五条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円七十三銭 二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 五円十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に三十八万六千五百円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（当該金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額） （ポスターの作成に係る公費の支払） 第十条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて法第四百十二条第一項第三号又は第四号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第五条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 一 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百四十一円三十一銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（当該金額に一円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額） 二 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十八円三十五銭にその五百を超える数を乗じて得た金額に五十八万六千九百五十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（当該金額に一円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げた金額）

市の境界変更について（議案第 1 8 1 号）

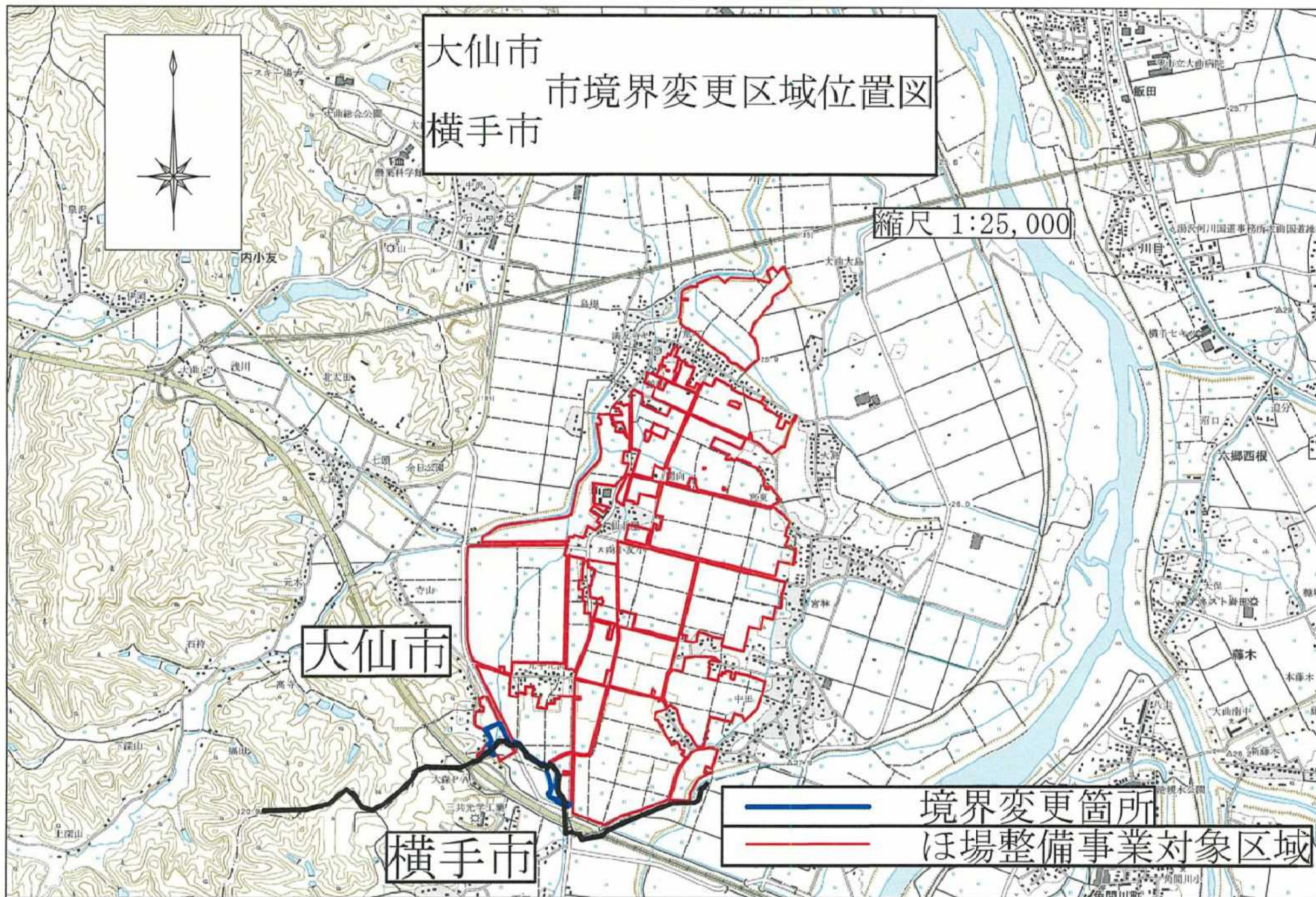
市町村課

1 境界変更の概要

基盤整備地区	関係市	異動面積	差引増減	人口の増減	市議会議決
内小友東部 地区	横手市	大仙市から9,924.88㎡	67.14㎡増	無	R7.3.19
	大仙市	横手市から9,857.74㎡	67.14㎡減		R7.3.14

2 境界変更を必要とする理由

県営農地集積加速化基盤整備事業の施行により、事業完了後の土地の状況に合わせて市の境界を変更する必要が生じたため。





大仙市と横手市との境界変更全体図

縮尺 1:4,500

凡	例
旧市界	—
新市界	—
大仙市から横手市 に編入する区域	■
横手市から大仙市 に編入する区域	■

